

第3子以降の学校給食費無償化を実施します

千葉市では、多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、令和4年1月以降に提供する学校給食から、第3子以降の義務教育期間における千葉市立学校の学校給食費を無償化します。

1 減免の要件

以下の(1)～(4)を全て満たしている保護者が申請をすることができます。なお、無償化の対象となるのは、扶養している子のうち、第3子以降の学校給食費になります。

- (1) 保護者が3人以上の子を扶養している。
- (2) (1)のうち、第3子以降が千葉市立小学校・中学校・特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)で給食の提供を受けている。
- (3) 生活保護制度・就学援助制度(就学奨励費を除く)で学校給食費の支援を受けていない。
- (4) 学校給食費の滞納がない。(完納後は申請可能)

2 対象となる期間

令和3年度については、令和4年1月から3月までの学校給食実施日に係る学校給食費が無償化の対象となります。(1月分については令和4年2月25日、2・3月分については令和4年3月25日の口座振替分)

3 申請方法等

無償化には毎年度申請が必要です。

令和3年度1月分から3月分については、既に各学校からお知らせ済みです。

令和4年度の申請については令和4年2月頃、学校を経由してお知らせするほか、ホームページでもお知らせします。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/03-3ikoukyusyokuhimusyou.html>